

## 麻しん・風しん排除状態の維持に向けた積極的疫学調査の実施について ～麻しん・風しん検査診断（ウイルス遺伝子検査等）の推進について～

栃木県では、麻しん・風しん排除状態の維持に向けた積極的疫学調査を効率的かつ効果的に実施するため、麻しん・風しん患者を診察した際には、医師から検体を提供していただき、全例を対象にウイルス遺伝子検査を実施することにより、麻しん・風しんの排除に向けた取組を推進しております。

平成7年9月26日、日本は風しんについても排除が認定されましたが、引き続き排除状態の維持に向け、医療機関において麻しん又は風しん患者（いずれも疑い患者含む）を診察した際は、下記事項に御留意のうえ、検体採取等をはじめとする積極的疫学調査（ウイルス遺伝子検査（PCR法）及び疫学調査）の実施に御協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 患者説明（別紙2）

別紙2により調査の主旨及び個人情報（氏名・住所・連絡先等）を保健所へ提供することを御説明ください。

#### 2 検体採取

次の（1）、（2）に該当する場合は、尿・血液・咽頭ぬぐい液の検体採取に御協力ください。

##### （1）臨床診断した場合

###### ① 麻しん

麻しんの届出基準（別紙3-1）に基づき、以下の3つの臨床症状をすべて満たす場合とする。

ア 麻しんに特徴的な発疹

イ 発熱

ウ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

###### ② 風しん

風しんの届出基準（別紙3-2）に基づき、以下の3つの臨床症状をすべて満たす場合とする。

ア 全身性の小紅斑や紅色丘斑

イ 発熱

ウ リンパ節腫脹

##### （2）疑い患者を診察した場合

###### ① 麻しん

麻しんの届出基準（別紙3-1）に基づき、麻しん及び修飾麻しんを疑う場合とする。

###### ② 風しん

風しんの届出基準（別紙3-2）に基づき、風しんを疑う場合とする。

※診断のため IgM 抗体検査を民間検査機関等に依頼する場合についても、遺伝子検査用の検体採取に御協力ください。

<検体採取及び保存方法について>

- 尿は、滅菌スピッツ（滅菌容器）に入れ（5～10 ml）、冷蔵保存してください。
- 血液は、血算用試験管（EDTA 入り）で採血し、冷蔵保存してください。
- 咽頭ぬぐい液は、滅菌綿棒で咽頭を十分にぬぐった後、乾燥しないよう滅菌スピッツ（滅菌容器等）に入れ冷蔵庫に保存してください。
- 検体量が不足する場合は、検査が行えない場合がありますので御注意ください。

3 保健所への連絡：原則（月～金） 8 時 30 分 ～ 17 時 15 分

麻しん又は風しんを臨床診断した場合は、速やかに検体を採取し、所管の保健所（感染症予防担当）に電話で御連絡ください。

※緊急の用件が発生した場合には、感染症予防担当の緊急連絡先に御連絡ください。

※麻しん又は風しんと診断した場合には、感染症法に基づき届出（別記様式 5-22 又は別記様式 5-21）が必要となります。

4 検体搬送

採取していただいた検体は、所管の保健所職員が回収します。

5 病原体検査票（別記様式 1）

別記様式 1 を記入し、所管の保健所に提出ください。

6 検査の実施及び結果

保健環境センターで検査を行い、結果については、所管の保健所から検体回収後 5 日以内に御連絡します。

7 その他

診断に際し、他の検査項目（IgM 抗体検査等）を実施した場合には、検査結果を所管の保健所に情報提供くださるようお願いいたします。